

議案第65号

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例

(目黒区特別区税条例の一部改正)

第1条 目黒区特別区税条例(昭和39年12月目黒区条例第62号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の5条を加える。

(徴収猶予に係る区の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第5条の2 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、区長が指定する月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 区長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る区の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 区長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 区長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各

納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5. 区長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき区の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考

となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする区の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第5条の4 法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月(区長がやむを得ない事情があると認めるときは、区長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、3月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月(区長がやむを得ない事情があると認めるときは、区長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第21条中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第25条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第37条第1項中「つぎの各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改

め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第47条第1項中「つぎの各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第47条の2第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「・住所」を「、住所」に改め、同項第4号中「・療育手帳等」を「、療育手帳等」に、「・交付年月日・」を「、交付年月日、」に改め、同項第5号中「・交付年月日」を「、交付年月日」に改め、同項第6号中「・主たる定置場・種別・」を「、主たる定置場、種別、」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

付則第4条の次に次の2条を加える。

(寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第20条の2の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第24条第4項の規定による申告書の提出（第25条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号

に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、区長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、区長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

付則第5条及び第6条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第5条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句とする。

第40条第1項	3,900円	1,000円
第2号ア	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項	3,900円	2,000円
第2号ア	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項	3,900円	3,000円
第2号ア	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

4 前3項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（付則第5条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

第6条 削除

付則第6条の2を削る。

（目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 目黒区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年7月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

付則第5条及び第6条の改正規定を次のように改める。

付則第5条第4項中「前3項」を「前各項」に、「付則第5条第1項から第3項まで」を「付則第5条第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項	3,900円	4,600円
第2号ア	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第1条第4号中「付則第5条及び第6条」を「付則第5条」に改める。

付則第5条第2項中「付則第5条第2項」を「付則第5条第5項」に改め、

同項の表中

新条例付 則第5条 第2項	前項の	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される前項の
	付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される前項	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される前項

を

新条例付 則第5条 第5項	前各項	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第1項
	前項（付則第5条第1項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される前項

に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第16条第2項にただし書を加える改正規定及び第25条の3第4項の改正規定並びに付則第3条第1項の規定 平成28年1月1日

(2) 第1条中第5条の次に5条を加える改正規定、第21条、第37条第2項、第47条第2項並びに第47条の2第2項及び第3項の改正規定並びに付則第6条の2を削る改正規定並びに次条及び付則第5条の規定 平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の目黒区特別区税条例（以下「新条例」という。）第5条の2、第5条の3及び第5条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる

規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する区の徴収金について適用する。

(特別区民税に関する経過措置)

第3条 新条例第16条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の特別区民税（以下「区民税」という。）について適用し、平成27年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第4条の2の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成27年4月1日以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例付則第4条の3の規定は、平成28年度以後の年度分の区民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例付則第5条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の目黒区特別区税条例付則第6条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る特別区たばこ税の税率は、新条例第51条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につ

き 3, 355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1, 000本につき
き 4, 000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第52条の3第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第52条の3第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の施行規則（以下この条において「平成27年旧施行規則」という。）第48号の5様式
第52条の3第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年旧施行規則第48号の6様式
第52条の3第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年旧施行規則第48号の9様式
第52条の3第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年旧施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第48条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなし

て同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに区長に提出しなければならない。
- 6 前項の申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第8条、第52条の3第4項及び第5項、第52条の6並びに第53条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第52条の3 第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第52条の3 第5項	第1項又は第2項	目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成27年12月目黒区条例第 号。以下この節において「平成27年改正条例」という。）

		付則第5条第6項
第52条の6 第1項	第52条の3第1項 又は第2項	平成27年改正条例付則第5条第5 項
	当該各項	同項
第53条第2 項	法第473条第1項 又は第2項	平成27年改正条例付則第5条第6 項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該特別区たばこ税に相当する金額を、新条例第52条の4の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき特別区たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る特別区たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第52条の3第1項から第3項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当

該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 9 項の
	前 3 項	第 10 項において準用する第 5 項及び前項並びに第 9 項
第 7 項の表第 5 2 条の 3 第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 5 2 条の 3 第 5 項の項	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 5 2 条の 6 第 1 項の項	付則第 5 条第 5 項	付則第 5 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 5 3 条第 2 項の項	付則第 5 条第 6 項	付則第 5 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

11 平成 30 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又

は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	前3項	第12項において準用する第5項及び前項並びに第11項
第7項の表第52条の3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項

第7項の表第52条の3第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第52条の6第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第53条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には区の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該特別区たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により特別区たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項におい

		て準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	前3項	第14項において準用する第5項及び前項並びに第13項
第7項の表第52条の3第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第52条の3第5項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第52条の6第1項の項	付則第5条第5項	付則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第53条第2項の項	付則第5条第6項	付則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(説明) 徴収及び換価の猶予に係る手続等を定め、住宅借入金等に係る税額控除の適用期限を延長し、寄附金税額控除に係る申告の特例等を設け、環境への負荷の少ない軽自動車に係る軽自動車税の軽課の特例措置を講じ、たばこ税の税率の特例を廃止するとともに、区民税及び軽自動車税の減免の申請期限を延長し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

1 目黒区特別区税条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 1 条 による 改 正 案	現 行 条 例
<p><u>（徴収猶予に係る区の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p><u>第5条の2 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、</u> <u>区長が指定する月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p><u>2 区長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る区の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 区長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p>	

4 区長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 区長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき区の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分

割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、

分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は

各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

(6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶

予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各

号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証

であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考

となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるとき

は、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類

とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書

類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以

後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

- (4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする区の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第5条の4 法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月（区長がやむを得ない事情があると認めるときは、区長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、3月と

する。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月（区長がやむを得ない事情があると認めるときは、区長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 区の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる

事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

(所得割の課税標準)

第16条 (現行に同じ。)

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4

(所得割の課税標準)

第16条 (省略)

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。

までの規定の例によらないものとする。

3～6 (現行に同じ。)

(外国税額控除)

第21条 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、同条及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3 (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (現行に同じ。)

(区民税の減免)

3～6 (省略)

(外国税額控除)

第21条 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、同条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の3 (省略)

2・3 (省略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (省略)

(区民税の減免)

第37条 区長は、区民税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。

(1)～(3) (現行に同じ。)

2 前項の規定によって区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(軽自動車税の減免)

第47条 区長は、軽自動車税の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、軽自動車税を減免することができる。

(1)～(3) (現行に同じ。)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第47条の2 (現行に同じ。)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納

第37条 区長は、区民税の納税者についてつぎの各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。

(1)～(3) (省略)

2 前項の規定によって区民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(軽自動車税の減免)

第47条 区長は、軽自動車税の納税者についてつぎの各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、軽自動車税を減免することができる。

(1)～(3) (省略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第47条の2 (省略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納

期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）
、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) （現行に同じ。）
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢

期限前7日までに、区長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）
、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳（以下この項において「療育手帳等」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) （省略）
- (2) 身体障害者等の氏名・住所及び年齢

(3) (現行に同じ。)

(4) 身体障害者手帳、療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期間並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)～(8) (現行に同じ。)

付 則

第3条の5の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則

(3) (省略)

(4) 身体障害者手帳・療育手帳等又は精神障害者保健福祉手帳の番号・交付年月日・障害名及び障害の程度

(5) 運転免許証の番号・交付年月日及び有効期間並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 軽自動車等の車両番号・主たる定置場・種別・用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(1)～(8) (省略)

付 則

第3条の5の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則

第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 （現行に同じ。）

（寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第20条の2の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第24条第4項の規定による申告書の提出（第25条第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特

第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 （省略）

例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、区長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、区長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第20条の2の規定を適用

した場合の所得割の額から控除するものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第5条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車
が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両
法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番
号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受
けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に
掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字
句とする。

第5条及び第6条 削除

第40条第1項	3,900円	1,000円
第2号ア	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(
ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。
)に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車
が平成

27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項	3,900円	2,000円
第2号ア	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項	3,900円	3,000円
第2号ア	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

4 前3項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（付則第5条第1項から第3項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

第6条 削除

(たばこ税の税率の特例)

第6条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第51条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第52条の3第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の

6様式」とする。

2 目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第2条による改正案	現 行 条 例															
<p>付則第5条第4項中「前3項」を「前各項」に、「付則第5条第1項から第3項まで」を「付則第5条第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。</p>	<p>付則第5条及び第6条を次のように改める。</p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第5条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
<p>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年</p>	<table border="1" data-bbox="1153 948 1848 1293"> <tbody> <tr> <td>第40条第1項</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用につ</p>	第40条第1項	3,900円	4,600円	第2号ア	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第40条第1項	3,900円	4,600円														
第2号ア	6,900円	8,200円														
	10,800円	12,900円														
	3,800円	4,500円														
	5,000円	6,000円														

度以後の年度分の軽自動車税に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項	3,900円	4,600円
第2号ア	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) (現行に同じ。)

(4) 第40条第1項の改正規定(同項第2号アの改正規定(「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。))を除く。)、付則第5条の改正規定並びに付則第3条第2項、第4条及び第5条(新条例付則第5条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) (現行に同じ。)

いては、同項中「前項」とあるのは「付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

第6条 削除

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) (省略)

(4) 第40条第1項の改正規定(同項第2号アの改正規定(「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。))を除く。)、付則第5条及び第6条の改正規定並びに付則第3条第2項、第4条及び第5条(新条例付則第5条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) (省略)

第5条 (現行に同じ。)

- 2 前項の規定の適用がある場合における新条例第40条第2項及び付則第5条第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(現行に同じ。)		
新条例付則第5条第5項	前各項	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第1項
	前項(付則第5条第1項から第4項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される前項

第5条 (省略)

- 2 前項の規定の適用がある場合における新条例第40条第2項及び付則第5条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省略)		
新条例付則第5条第2項	前項の	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される前項の
	付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される前項	平成26年改正条例付則第5条第1項の規定により読み替えて適用される前項